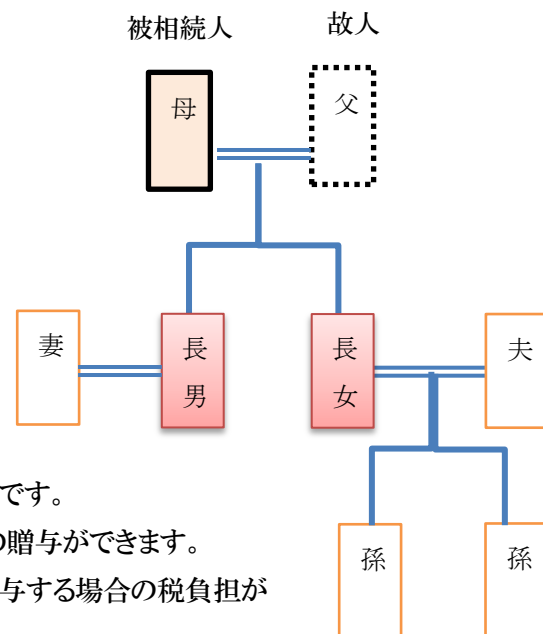


相続税教室(2) 生前贈与の活用①

前号でみた事例を思い出してください。

父が亡くなり、70代の母と長男、長女の子供2人の家族の例です。
母は都内の自宅を父から相続して住んでいますが、長男・長女とも結婚して別居しており、長女には子供2人がいるとします。

現預金	5,000 万円
自宅(土地・建物)	3,000 万円
合計	8,000 万円



まず暦年課税

母が元気ならば、こつこつ子やその配偶者、孫へ毎年贈与するのが有効です。

毎年基礎控除一人 110 万円の枠を使えば、 $110 \text{ 万円} \times 6 \text{ 人} = 660 \text{ 万円}$ の贈与ができます。

H27 年から贈与税は一部軽減され、20 歳以上の子や孫へ 410 万円超贈与する場合の税負担が軽減されました。

改正贈与税速算表(平成 27 年 1 月から)

課税価格(基礎控除後)	20 歳以上の子・孫が受贈した場合		一般税率	
	税率	控除額	税率	控除額
200 万円以下	10%	なし	10%	なし
200 万円超 300 万円以下	15%	10 万円	15%	10 万円
300 万円超 400 万円以下			20%	25 万円
400 万円超 600 万円以下	20%	30 万円	30%	65 万円
600 万円超 1,000 万円以下	30%	90 万円	40%	125 万円
1,000 万円超 1,500 万円以下	40%	190 万円	45%	175 万円
1,500 万円超 3,000 万円以下	45%	265 万円	50%	250 万円
3,000 万円超 4,500 万円以下	50%	415 万円	55%	400 万円
4,500 万円超	55%	640 万円		

例えば 500 万円(基礎控除後 390 万円)ずつ贈与した場合、一人当たり $390 \times 20\% - 25 = 53$ 万円の贈与税
これが 20 歳以上の子や孫だと $390 \times 15\% - 10 = 48.5$ 万円の贈与税です。
4 人の子や孫が 20 歳以上とすると $500 \text{ 万円} \times 6 \text{ 人} = 3,000 \text{ 万円}$ の現金が $53 \text{ 万} \times 2 \text{ 人} + 48.5 \text{ 万} \times 4 \text{ 人} = 300 \text{ 万円}$ の贈与税で一気に移転したことになります。これで相続税はかからないことになります。

ここで注意しなければならないのが、相続前 3 年以内の贈与は、相続財産に戻される規定です。この規定は法定相続人への贈与のみが対象ですので、法定相続人でない子の配偶者や孫への贈与は入りません。法定相続人でない 4 人にだけ贈与しても、2,000 万円の資産が 212 万円(孫 2 人が 20 歳以上なら 203 万円)の贈与税で移転し、課税遺産額を大幅に減らすことができます。

孫への教育資金贈与

2015 年末までの期間限定(どうも延長されそう)ですが、祖父母が孫やひ孫に将来の教育資金をまとめて渡す際、孫 1 人あたり 1500 万円まで贈与税が非課税になる制度が使えます。これまでも、孫の教育費や生活費を個別に直接払う分には贈与税はかかりませんでしたが、今回の制度は「まとめて 1500 万円以内」でも非課税にできるのが特徴で、孫 2 人ですと 3,000 万円まで一時に贈与できます。